

# 愛知県の最低賃金

愛知労働局  
労働基準監督署  
公共職業安定所

〈地域別最低賃金〉

〈効力発生日：平成30年10月1日〉

最低賃金名	時間額(円)	適用労働者の範囲
愛知県最低賃金	898	愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。(※)

※ 愛知県最低賃金が改定され、特定最低賃金を上回る場合は、愛知県最低賃金が適用されます。

(特定最低賃金)

(効力発生日：平成30年12月16日)

最低賃金名	時間額(円)	適用労働者の範囲
製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く。)	957	<p>左の各産業（平成25年10月第13回改定の総務省日本標準産業分類の定義による）に属する事業場で働く労働者（技能実習生等の外国人労働者及び事務を専らとする労働者も含む。）に適用されます。</p> <p>ただし、次に掲げる適用除外労働者については、特定最低賃金の適用が除外され、上記の「愛知県最低賃金」が適用されます。</p> <p><b>適用除外労働者</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>雇入れ後3カ月未満の者であって技能習得中の者</li> <li>清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務に主として従事する者</li> <li>次の特定最低賃金における特有の軽易業務従事者                     <ol style="list-style-type: none"> <li>①製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 軽易な運搬の業務に主として従事する者</li> <li>②電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、はんだ付け、選別、検査又は包装の業務に主として従事する者</li> <li>③輸送用機械器具製造業 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務に主として従事する者</li> </ol> </li> </ol>
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 (建設用ショベルトラック製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業を除く。)	928	
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	928	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）を除く。)	901	
輸送用機械器具製造業 (建設用ショベルトラック製造業を含む。自転車・同部分品製造業及び船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く。)	936	
自動車（新車）小売業	921	

(留意事項)

- 最低賃金（愛知県最低賃金、特定最低賃金）は、事業場で働く常用・臨時・派遣・外国人技能実習生・パート・アルバイト、年金受給者である労働者等すべての労働者に適用され、事業主は使用する労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
- なお、派遣労働者については、派遣先の都道府県の地域（特定）最低賃金が適用されますので、派遣先を管轄する都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせ下さい。
- 賃金が時間給以外（月給・日給等）で定められている場合は、賃金を時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
- 最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は算入されません。
  - ①臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
  - ②1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
  - ③時間外労働・休日労働に対する賃金
  - ④深夜労働に対する割増賃金
  - ⑤精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等には、愛知労働局長の許可を条件とする最低賃金の減額特例制度があります。

詳しくは、愛知労働局ホームページ (<http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)、愛知労働局労働基準部賃金課 (☎052-972-0257) 又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

雇用・労務・助成金など無料相談は、  
愛知県最低賃金総合相談支援センター  
(☎ 0120-868604、052-881-1810)へ